

株式会社 確認サービス

■建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）に係る評価料金表（課税対象）

対象建築物等：一戸建ての住宅、共同住宅等、非住宅建築物、複合建築物

◆一戸建ての住宅

価格は消費税を含んだ総額表示です。《 》内はその税額を表示しています。

(表-1)

(税込) 単位：円

	併願申請がない場合	併願申請Aがある場合※5	併願申請Bがある場合※5
一戸建ての住宅※1	32,000 《 2,370 》	5,000 《 370 》	15,000 《 1,111 》

◆併用住宅

価格は消費税を含んだ総額表示です。《 》内はその税額を表示しています。

(表-2)

(税込) 単位：円

		併願申請がない場合	併願申請Aがある場合※5	併願申請Bがある場合※5
併用住宅※2	住戸のみ	32,000 《 2,370 》	5,000 《 370 》	15,000 《 1,111 》
	建築物全体	100,000 《 7,407 》	5,000 ※6 《 370 》	70,000 《 5,185 》

◆共同住宅・長屋（複合建築物を除く）

価格は税抜価格を表示しています。

(表-3)

(税別) 単位：円

評価対象建築物の全戸数		併願申請がない場合	併願申請Aがある場合※5	併願申請Bがある場合※5	
共同住宅・長屋	2戸	住戸のみ	2,000×M ただし、建築物全体の評価書が必要な場合は、2,000円を追加する。※7	15,000×M	
		建築物全体		100,000	
	3戸	住戸のみ		70,000+2,000×M	30,000+2,000×M
		建築物全体		140,000+2,000×M	100,000+2,000×M
	10戸	住戸のみ		80,000+2,000×M	40,000+2,000×M
		建築物全体		180,000+2,000×M	140,000+2,000×M
	20戸	住戸のみ		90,000+2,000×M	50,000+2,000×M
		建築物全体		190,000+2,000×M	150,000+2,000×M
	30戸	住戸のみ		100,000+2,000×M	50,000+2,000×M
		建築物全体		200,000+2,000×M	150,000+2,000×M
	40戸	住戸のみ		110,000+2,000×M	50,000+2,000×M
		建築物全体		210,000+2,000×M	150,000+2,000×M
	50戸	住戸のみ		120,000+2,000×M	60,000+2,000×M
		建築物全体		220,000+2,000×M	160,000+2,000×M
60戸以上	住戸のみ、建築物全体とも見積り				

◆ 非住宅建築物（複合建築物を除く）

当社への建築確認の併願申請がある建築物の評価手数料は以下の表内の価格とします。単独申請（他機関で建築確認を申請）の場合は表内の価格×1.5倍の額とします。

価格は税抜価格を表示しています。

（表-4）

（税別）単位：円

用途	標準入力法・主要室入力法				モデル建物法			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
評価対象面積	ホテル等、病院等、集会所等、学校等	事務所等、百貨店等、飲食店等	工場等	併願申請Cがある場合※5	ホテル等、病院等、集会所等、学校等	事務所等、百貨店等、飲食店等	工場等	併願申請Cがある場合※5
0㎡ ～2,000㎡未満	420,000	380,000	300,000	10,000	200,000	180,000	80,000	10,000
2,000㎡以上 ～3,000㎡未満	460,000	400,000	320,000		220,000	200,000	100,000	
3,000㎡以上 ～4,000㎡未満	480,000	420,000	340,000		240,000	220,000	120,000	
4,000㎡以上 ～5,000㎡未満	500,000	440,000	360,000		260,000	240,000	140,000	
5,000㎡以上 ～10,000㎡未満	700,000	600,000	400,000		300,000	280,000	180,000	
10,000㎡以上 ～20,000㎡未満	800,000	700,000	480,000		350,000	300,000	200,000	
20,000㎡以上 ～50,000㎡未満	900,000	800,000	560,000		400,000	350,000	240,000	
50,000㎡以上 ～100,000㎡未満	1,000,000	900,000	640,000		500,000	400,000	300,000	
100,000㎡以上	見積り							

◆ 複合建築物

価格は税抜価格です。

（表-5）

（税別）単位：円

	標準入力法・主要室入力法	モデル建物法
非住宅のみの複合建築物	表-4の①の料金	表-4の⑤から⑦の料金の合計
住宅と非住宅の複合建築物	（表-3の料金）と（表-4の①の料金）の合計	（表-3の料金）と（表-4の⑤から⑦の料金）の合計

（表-6）

併願申請A 一次エネルギー消費量を検討したもの	住宅性能評価（5-2）、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、性能向上計画認定（30条認定）に係る技術的審査、建築物のエネルギー消費性能認定（36条認定）に係る技術的審査のいずれかの申請がされた場合
併願申請B 断熱等性能のみを検討したもの	住宅性能評価（5-1のみ）、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査のいずれかの申請がされた場合
併願申請C 非住宅に限る	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、性能向上計画認定（30条認定）に係る技術的審査、建築物のエネルギー消費性能認定（36条認定）に係る技術的審査、省エネ適合性判定のいずれかの申請がされた場合

※1 床面積が300㎡以上の場合は、見積とする。

※2 住戸のみの部分で300㎡以上となる場合は、見積とする。

※3 表-3について「M」は住戸のみの場合は評価対象住戸の数を示し、建築物全体の場合は1棟の全住戸数を示す。

また、「住戸」と「建築物全体」を共に申請の場合は、「建築物全体」の料金を適用する。

※4 表-3について1住戸のみの申請の場合は、表-1の料金を適用する。

※5 「併願申請A、B、C」とは、表-6の併願申請の図書（当社に申請したものに限り）が、BELS制度に係る評価用提出図書と同一の内容の場合または、同一の内容の部分を含む場合をいう。

※6 併願申請が建築物全体以外の場合は60,000円《4,444》（税込）とする。

※7 ただし書きの建築物全体の料金加算について、住宅性能評価（5-2）を併願する場合は、表3の「建築物全体」から「住戸のみ」の差額を加算する。

※8 住宅（表-1～3）の変更申請料金は、初回申請時の料金の1/2の額とする。ただし、併願申請がある場合は初回申請時と同一料金とする。

※9 非住宅建築物の変更申請料金は、評価対象面積の1/2が該当する表-4内の面積の料金を適用する。

※10 複合建築物の変更申請料金は、見積りとする。

※11 改修前後の評価を行う場合は、上記表の料金の1/2の額を加算する。

※12 評価書の再発行は1件5,000円《370》（税込）とする。

※13 料金表の適用について、著しく不合理であると当社が判断した場合は別途見積とする。